

令和7年度（2025年度）
第2回史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会 議事録

開催日時	令和7年(2025年) 11月10日 (月) 13時～16時									
開催場所	函館市役所 7階 特別委員会室									
議事	<p>(1) 協議</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)について</p> <p>(2) その他</p>									
出席委員・オブザーバー	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><委員></p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><オブザーバー></p> <p>滑川 敦子 氏</p> <p>藤原 秀樹 氏</p> <p>村本 周三 氏</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計7名)</p>	<p><委員></p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p>	<p><オブザーバー></p> <p>滑川 敦子 氏</p> <p>藤原 秀樹 氏</p> <p>村本 周三 氏</p>							
<p><委員></p> <p>國木田 大 委員長</p> <p>鈴木 三男 委員</p> <p>田代 亜紀子 委員</p> <p>平野 千枝 委員</p>	<p><オブザーバー></p> <p>滑川 敦子 氏</p> <p>藤原 秀樹 氏</p> <p>村本 周三 氏</p>									
欠席委員	—									
事務局	<p><教育委員会></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">土生 明弘</td> <td style="width: 33%;">生涯学習部部長</td> <td style="width: 33%;">横岡 歩 文化財課主任主事</td> </tr> <tr> <td>木村 元子</td> <td>文化財課長</td> <td>藤田 真由 文化財課主事</td> </tr> <tr> <td>吉田 力</td> <td>文化財課主査</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計5名)</p>	土生 明弘	生涯学習部部長	横岡 歩 文化財課主任主事	木村 元子	文化財課長	藤田 真由 文化財課主事	吉田 力	文化財課主査	
土生 明弘	生涯学習部部長	横岡 歩 文化財課主任主事								
木村 元子	文化財課長	藤田 真由 文化財課主事								
吉田 力	文化財課主査									

議 事 要 旨

1 開会

事務局 (横岡主任主事)	<p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第2回史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます，教育委員会生涯学習部文化財課の横岡でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは，会議の開催にあたりまして，教育委員会生涯学習部長 土生 よりご挨拶申し上げます。</p>
-----------------	--

2 挨拶

事務局 (土生部長)	<p>(挨拶) 別用務のため，部長退席</p>
事務局 (横岡主任主事)	<p>(出席者紹介) (資料確認・本日の日程について説明) (会議成立の確認)</p> <p>次に，会議成立の確認ですが，本日の委員会におきましては，委員の皆様，全員に出席いただいておりますことから，お手元にお配りしております「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱」第6条第3項の規定に基づきまして，本委員会が成立しておりますことを，ご報告いたします。</p> <p>(公開・録音の確認)</p> <p>また，本日の会議ですが，市が定める「附属機関等の会議の公開に関する取り扱い」に基づき，原則公開といたします。</p> <p>また，議事録作成のため，録音および撮影をさせていただきます。ご協力のほど，よろしくお願いいたします。</p> <p>(司会の交代)</p> <p>それでは，議事に入ります。</p> <p>ここからの進行は，國木田委員長にお願いいたします。</p> <p>國木田委員長，よろしくお願いいたします。</p>

3 議事 (1) 協議

ア 第1回検討委員会での意見・指摘事項について

國木田委員長	<p>それでは，お手元の次第に沿って進行していく。</p> <p>3 議事(1)協議の，ア 第1回検討委員会での意見・指摘事項について事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>(1) 協議 ア 第1回検討委員会での意見・指摘事項について説明。</p>
國木田委員長	<p>第1回検討委員会での意見・指摘事項について，質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。</p> <p>質問等が無いようなので，次の議題に進む。</p>

3 議事 (1) 協議

イ「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)について

國木田委員長	続いて、3 議事 (1) 協議の、イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (吉田主査)	(1) 協議 イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)について 第1章～第3章まで説明。
國木田委員長	第1～3章について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	P57に植生調査の表があるが、史跡に存在しないはずの不適切な植物の名前がいくつか載っている。 植物の表は木本類と草本類に分けられ、それぞれ在来種と外来種、帰化種に細分されているが、どういう基準で分類したのかわからない。 この報告書本来の目的である、史跡垣ノ島遺跡をどのように保存管理・活用していくのかという指針を確認するときに、この計画を読んだ人が、これらの植物が史跡内に存在していると誤った認識をしてはいけないと思う。
事務局 (吉田主査)	令和3年度に委託した成果品から引用しているものだが、誤った記載に関しては削除したい。
鈴木委員	年内に私の方で確認し、修正して提示する。報告書を見て確認できないものは削除する。
國木田委員長	改変ということで、表を作り直していただく対応でよい。
田代委員	P17の写真2-5、写真2-6について、コンブ漁と大謀網漁の様子は時代によって変わることも多いので、何年に撮影されたものか明記した方がよい。 P36の土地利用状況については、「史跡指定後に公有化を進めその大部分が公有地となった。しばらくは植林地や～」というように続けたほうがわかりやすい。 P38の「伐採後も植林され～」の文章は、少しわかりにくいかもしれない。
事務局 (吉田主査)	伐採後の植林は、何十年サイクルで繰り返し植林場所として使われているという意味である。
田代委員	「植林による針葉樹林が広がっており、管理のうえ山林が維持されている」の方が良いのではないか。
事務局 (吉田主査)	承知した。
田代委員	また次の段落で、住宅地のほかに「令和4年2022年3月に廃校となった小学校とスポーツセンター」とあるが、スポーツセンターはまだ閉館していないと思う。
事務局 (吉田主査)	その通りである。

田代委員	<p>それであれば、スポーツセンターを先にして、そのあとに2022年3月に廃校となった小学校の順にすればよい。</p> <p>P48の他遺跡の盛り土遺構との比較は、参考文献を記載した方がよいのではないか。</p> <p>P58の社会的調査については、私自身もオリジナルの報告書をまだ確認できていないのだが、「来訪者の方々」といった表現や「マーケティングの視点+プロモーションの手法の検討」といった記号が含まれているなど、全体的に統一感がない。</p>
國木田委員長	<p>文言の修正で何とかなりそうか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>こちらで文言を修正する。観光地域動向調査は北海道運輸局のデータをそのまま引用しているわけではないので、確認する。</p>
滑川調査官	<p>P58からP60の社会的調査について、これまで発掘調査の成果や植生調査など知識的な学術調査が中心だったが、このようなアンケート形式の調査が入っているのは違和感がある。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>昨年度の「史跡大船遺跡保存活用計画」と同様、発掘調査以外のその他の調査の成果を載せるということで、社会的調査を拾い上げているという経緯である。</p>
滑川調査官	<p>その他の調査では、主に植生調査や文献調査などが挙げられるため、社会的調査は活用の側面が強く、計画内での位置付けに違和感がある。</p> <p>この調査は、市内にある世界遺産の縄文遺跡に特化して調査を行い、このような成果が導き出されたということを示しているのか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>そうである。</p>
滑川調査官	<p>本質的価値の章があって、そのあとに構成要素の特定に関する章があるため、調査結果に基づいて本質的価値を見出し、構成要素の特定につながるという構成にしていきたい。社会的調査では、第7章の活用の側面も強いいため、それらの連続性を意識した書きぶりをしていただければと思う。</p>
國木田委員長	<p>第3章の社会的調査の取扱いについては、ご検討いただきたい。</p> <p>細かいところだが、各所に註が付けられているが、注釈はどこかに書かれているか。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>最後の参考文献とリンクするように記載している。</p>
國木田委員長	<p>承知した。</p> <p>他に、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。</p> <p>質問等が無いようなので、次の議題に進む。</p> <p>第4章以降について、事務局の方から説明をお願いする。</p>
事務局 (藤田主事)	<p>(1) 協議</p> <p>イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)について</p> <p>第4章～第5章まで説明。</p>

國木田委員長	第4～5章について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたいが、まずは滑川調査官から、構成要素の特定における新しい区分についてのコメントをいただきたい。
滑川調査官	<p>これまでの保存活用計画における構成要素の考え方は、調査官の指導によってばらつきがあったが、基準があったほうが47都道府県や市町村の担当者へ指導いただけると思い、新区分を作成した。</p> <p>指定地内に関しては「本質的価値を構成する枢要な要素」と「本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素」に分ける。さらに後者は「本質的価値に準じる諸要素」と「保護に資する諸要素」「その他の要素」と分けて、確実に本質的価値を構成する必要なものであり、絶対に守らないといけない要素をはっきり示した。</p> <p>盛り土遺構や竪穴建物群を展示として扱うかどうかについて、遺構表示していないのであれば検出遺構として扱っても問題ないと思うが、これらについてはどのように考えているか。</p>
事務局 (吉田主査)	大船遺跡の竪穴住居のような復元物とは異なると思う。盛り土遺構は、直下に本物の遺構が残っており、その上に土を被せて地形を復元するという整備の手法をとっているの、それは「本質的価値を構成する枢要な要素」である検出遺構と同様に扱ってよいのではないかと考え、その区分に入れることとしたい。竪穴建物群も同様である。
滑川調査官	<p>地形復元としている遺構を、「本質的価値を構成する枢要な要素」として扱うということについては、了解した。</p> <p>また、指定地外については、「史跡の価値および保存に関連する要素」を一つにまとめるのではなく分けた方がよいと思う。指定地外はⅡ地区として史跡指定地と同じく計画対象範囲とされているので、Ⅱ地区における区分については後ほど修正等を加えさせていただく。</p> <p>今回の保存活用計画の中で、Ⅱ地区についても色々な課題があるように感じられた。保存活用計画として、史跡指定地内外の保存の方向性を示した方がよいと思った。</p>
國木田委員長	<p>では、Ⅱ地区における区分については、新区分に沿って整理するという事で、また改めて議論したい。</p> <p>続いて第6章から附章までの説明を事務局の方から願います。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>(1) 協議</p> <p>イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案) について</p> <p>第6章について説明。</p>
國木田委員長	「第6章 保存管理」について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	P77における「見学者もしくは近隣住民によるクリやクルミ等の採取」といった、人を特定させる表現は避けた方がよいのではないかと。
國木田委員長	<p>濁した表現にしておくが良い。</p> <p>ちなみに、最近話題になっているが、現在クマの影響はあるのか。</p>

平野委員	9月末頃に一度、縄文センターの前のバイパス道路を横切ったらしいという情報があったため、10月5日に垣ノ島遺跡内で開催予定であった縄文まつりの会場を変更した。
鈴木委員	南茅部地域全体ではどうか。
事務局 (吉田主査)	地域での目撃情報はある。遺跡の中や縄文センター周辺においてフンや足跡が発見された場合には警戒しなければならないと思うが、今のところ、遺跡を完全に閉鎖するということまでは至っていない。
國木田委員長	P78に「速やかに対応できるフローチャートを作成し～」とあるが、現在はそういうマニュアルのようなものはあるのか。
平野委員	記述されたマニュアルはない。痕跡があった場合は縄文センター（財団）に通報してもらい、南茅部支所へ連絡する体制となっている。
國木田委員長	北海道の方で、そのような獣害に関する対応などはまとめられているのか。
藤原オブザーバー	文化財に限定しているものはない。上ノ国町では警戒レベルを上げて「この期間は調査を中止する」といった基準を決めていたりする。
國木田委員長	とくに決まった基準等がないのであれば、随時対応するということになると思う。 他に意見はあるか。
鈴木委員	P88の表6-4の高木樹種にカエデ科があるが、分類学ではムクロジ科の方が適切である。 また、草本類のイネ科のところにヒエが出てくる。これを導入するようになったときに、どのような形で導入されることになるのだろうか。他は基本的に野生（自生）だが、ヒエだけは少し性格が異なる。
國木田委員長	考古学的には、イヌビエの野生種を一部栽培していたというのが道南地域の縄文早期における大きな特徴である。現在のヒエを導入するのは抵抗があるかもしれない。
鈴木委員	園路に近いところに勝手に生えてくるように作ったり、他の遺跡の事例であれば、遺跡内の一区画で有用植物を展示するための畑のようなエリアを作ったりということも考えられる。本州ではカラムシやツルマメなどを植えている。南茅部地域ではヒエ以外はあまりメジャーではないかもしれないが、展示の一環で有用植物を育てるエリアがあるのはいいと思う。
事務局 (吉田主査)	学術的な観点から、南茅部地域にヒエを植えることは意味があることだと思うが、現代の種を植えるというわけにもいかないもので、導入候補という考えでは優先度は低いかもしれない。表から消してしまうべきだろうか。
國木田委員長	個人的には、地域性の特徴として植物についても色々わかってきているので、ヒエ自体は表に残しておいていいと思う。あとは鈴木委員が仰ったように、どのように活用していくかを検討していただければいいと思う。

村本オブザーバー	<p>毎年、遺跡内で植樹をするということで遺産影響評価の書類を受け取るが、実際に導入される樹種に偏りがあるように感じられる。また、植え方も規則的であるように感じてしまう。</p> <p>大船遺跡は「縄文の森」というゾーンがあるので、先ほどの有用植物園のような手法は大船遺跡の方がコンセプトは合っていると思う。垣ノ島遺跡は縄文時代の地形の再現がコンセプトであるので、公園のようにならないようにしながら、良好な景観形成のために植え方を工夫してほしい。</p>
事務局 (吉田主査)	公園のようになりすぎないように意識して、大船遺跡との棲み分けも考えていきたい。
國木田委員長	それでは、続いて第7章 活用の説明を事務局の方からお願いします。
事務局 (藤田主事)	<p>(1) 協議</p> <p>イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案) について</p> <p>第7章について説明。</p>
國木田委員長	「第7章 活用」について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	<p>P92の「世界遺産登録公開によるピーク時の来訪者数を維持し」という記載について、維持する必要はなく、史跡にとって適切な来訪者数を理解し、その人数を保つことが妥当ではないかと思う。</p> <p>P93に「独自性のある事業展開が必要」と書いてあるが、何に対する独自性なのか、具体例を示されたい。</p> <p>P96の周知方法のイの課題のところに「若年層を含めた幅広い層に」と書いてあるが、若年層は修学旅行等で訪れているので、特にこだわらずに広い年齢層に周知してもよいのではないか。</p> <p>また、同ページの有事の際の避難場所としての位置付けは、地理的に避難の経路として非常に重要であると考え。危機管理的には史跡の中の活用のひとつとして位置付けないといけないと思う。</p> <p>P97の「市民遺産として地域住民が史跡を活用し～」という記載は、南茅部地域の住民と函館市街地の住民とで意識が違うと思うので、「南茅部地域の住民に史跡を活用した各種活動を積極的に展開するように取り組む」こととし、それに応じて「函館市民への広報を進める」といった書き方でよいのではないかと思った。</p> <p>P98の非常時の避難場所として、今後縄文遺跡が暫定的な避難場所になることもあり得るため、危機管理を意識していくことが重要である。</p> <p>活用全体について、今までは史跡の本質的価値を守り、来訪者に対してどのように対応していくかというやり方であったのが、今は来訪者だけでなく行政や地域など、遺跡を取り巻くステークホルダーとの関わりが重要であると考え。世界遺産的な考え方ではすべてのステークホルダーを含めての史跡活用を考えることがスタンダードなので、垣ノ島遺跡の計画においてどのようにすり合わせるのかが課題かと思う。</p>

<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>活用に関するご指摘をいただいたので、適宜反映させる。</p> <p>ピーク時の来訪者の維持については、行政的には人が多い方が良いという考えに陥りがちだが、遺跡にとって適切な来訪者数を考えていきたい。</p> <p>独自性のある事業展開の記載については大船遺跡の計画でも触れており、大船では整備の章で自然を活かしたビオトープ作りなどを念頭においていたが、垣ノ島においても特徴を踏まえ、大船とは異なる具体性を考えていきたい。</p> <p>その他、函館市民と地域住民の認識の差や世界遺産に係る活用のあり方について、いただいた意見をもとに検討し、反映していきたい。</p>
<p>國木田委員長</p>	<p>世界遺産に関わる話題も出たので、村本オブザーバーの方から、何かご意見等あれば伺いたい。</p>
<p>村本オブザーバー</p>	<p>史跡としても世界遺産としても、遺跡に関わってほしい人や理解してほしい人が多くなっている。ただ、史跡の保存と活用の両立というのは難しく、自由に活用するのではなく史跡の理解に資するものに限定されるべきと考えるか、地下に影響がないからとある程度自由に活用するののかということは、計画に書き込むまでいかなくとも、市内部の方針として定めておいた方がいいと思う。</p>
<p>國木田委員長</p>	<p>そのあたりの考えも踏まえてご検討いただければと思う。</p> <p>第3章で滑川調査官のご指摘があった社会的調査について、活用の章に入れるとしたらここになるので、工夫していただきたいと思う。</p>
<p>田代委員</p>	<p>外から捉えた史跡の価値をしっかりと社会的な調査で位置付けているならばいいと思うが、「楽しかったですか？」のようなただのアンケートの形だとここに記載する意味がないので、一度精査するべきだと思う。</p>
<p>國木田委員長</p>	<p>他に何かご意見はあるか。</p>
<p>平野委員</p>	<p>Wi-Fiやデジタルコンテンツについて課題に記載されているが、現場からも同様な意見が挙がっている。また、市内の小学生向けのコンテンツを作ってもらったが、小学生が支給されるパソコンでうまく動かず、GPSも付いていないので、遺跡に持ってきても使えない。デジタル技術をうまく活用できたらいいと思っている。</p>
<p>事務局 (木村課長)</p>	<p>事前学習、当日の学習、振り返りの学習を三つのステージで勉強してもらえる教材は作っているが、デジタル技術の課題も踏まえ、今後のコンテンツの充実を図っていきたい。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>大船遺跡はQRコード付きの樹名プレートを設置しているが、垣ノ島遺跡は設置しないのか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>垣ノ島では設置していない。縄文の植生に関しては、垣ノ島よりも大船の「縄文の森」ゾーンの方が特化しているので大船遺跡に限定している。将来的に垣ノ島に設置することを考えていないわけではないが、導入としてまず大船遺跡の「縄文の森」に設置したという経緯である。</p>

國木田委員長	平野委員のご指摘も含め、活用の方法、デジタルコンテンツの課題についてご検討いただきたい。 では、次の第8章の説明を事務局の方からのお願いする。
事務局 (吉田主査)	(1) 協議 イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)について 第8章について説明。
國木田委員長	「第8章 調査・研究」について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	今の時点で、どの範囲を調査するというのは決まっているのか。
事務局 (吉田主査)	どこをどのように整備するかによってどのような発掘調査が必要かわ変わってくるので、現時点では具体的には決まっていない。この後、整備の章を説明する中で、垣ノ島遺跡で考えている整備構想を説明させていただきたい。
滑川調査官	保存活用計画の構成の中で「調査・研究」を位置付けているが、この章についてはそれぞれの史跡によることが多い。 例えば、まだ史跡としての広がりかわからないものや、一部分しか指定していないため、今後調査をしてさらに広がっている遺構を特定し保護していくものが該当し、調査・研究が必要になってくると思う。 垣ノ島の計画を読んだ限りでは、そこまでの発掘調査をする理由が垣ノ島遺跡にはないと思う。本章で縄文文化特別研究を挙げているが、こちらを活用の章に組み込み、「調査・研究」は章立てしなくてもよいのではないか。
國木田委員長	確かに縄文文化特別研究は、活用の側面が強いかもしれない。
藤原オブザーバー	世界遺産の専門家委員会において、同志社大学の水ノ江先生が「発掘調査を定期的に行うことで遺跡の価値・魅力発信に繋がり、来訪者増にも繋がる」と意見している。整備して終わりではなく、新しい発見や知見が常に供給されないと、魅力は増えていかないという考え方であると受け取っている。どのように記載するかという問題はあがあるが、第8章自体は残してもよいのではないか。
田代委員	史跡の価値付けを深めていく、広げていくという、史跡の将来的な展望という意味で第8章が位置付けられるだろうか。 質問だが、世界遺産の構成資産として史跡の内容をより詳しく明らかにするためには、これまで以上に専門的かつ多岐にわたる分野の調査研究が必要となると思うが、どのようなイメージをされているか。
事務局 (吉田主査)	先ほど藤原オブザーバーが仰ったとおり、世界遺産の構成資産としての研究の深化や新発見といった色々なものをイメージして、本章は書いている。
藤原オブザーバー	世界遺産であることを意識しなくても、史跡として整備してからずっと変わらない、魅力が増えないままであれば、来る人が減ってしまうという考えである。その意味で発掘調査による情報発信は非常に効果があ

	<p>と思う。</p>
田代委員	<p>史跡の価値をより深めていく今後の調査・研究について第8章にまとめればよいのではないか。</p>
國木田委員長	<p>各調査や研究を、活用の延長としてとらえるか、活用とは別のものとして扱うか、第7章と第8章の関連を見ながら工夫していただければと思う。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>表の8-1における縄文文化特別研究に関しては、活用の意図が強いので第7章に移動させようと思っている。</p> <p>だが、史跡として調査・研究は必要なものであると考えているため、世界遺産としての観点も出てくると思うが、あくまでも史跡のために行う発掘調査や研究の必要性について文章にしたいと思っている。</p>
國木田委員長	<p>そのような形で残していただくことでよいと思う。</p>
	<p>休憩</p>
國木田委員長	<p>では、第9章の説明について事務局からお願いします。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>(1) 協議 イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案) について 第9章について説明。</p>
國木田委員長	<p>「第9章 整備」について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたい。</p>
田代委員	<p>デジタルコンテンツについて、課題としても予算としても大きく、取扱いが難しいコンテンツであると感じた。</p> <p>P109で、「縄文人と同じ景色を見ることができる」という記載があるが、最近の研究では「縄文人」という言葉はあまり使わないのではないかと少し気になった。</p> <p>また、同ページに「世界遺産の構成遺産としての本遺跡の価値付けを明示し～」とあるが、あくまでも史跡としての価値付けをとらえながら、世界遺産の構成資産としての価値付けもあわせて明示していく、という記載の方がすっきりすると思う。</p> <p>加えて垣ノ島遺跡の場合は、縄文文化交流センターや道の駅に寄った人が遺跡にも行く、というパターンが多いように感じられるので、センターが道の駅との連携について明記しても良いと思った。</p>
村本オブザーバー	<p>整備については、「垣ノ島遺跡は世界遺産の構成資産のなかでは早期に位置付けられているがその時期が整備されていない」という旨の記述になっているが、世界遺産にとらわれすぎず、長期間続いた遺跡としての整備の最終目標や優先順位をどのように設定するかという考え方でよいと思う。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>あくまでも史跡の整備としての視点で、文章を修正したいと思う。</p>
國木田委員長	<p>縄文早期をどのように整備していくのかは重要な視点になると思う。</p> <p>では、次の第10章以降の説明を事務局の方からのお願いします。</p>

事務局 (吉田主査)	(1) 協議 イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案) について 第10～12章について説明。
國木田委員長	「第10章 運営・体制」「第11章 実施計画」「第12章 経過観察」について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	第11章の実施計画における活用の部分に関して、集客の促進やインバウンド対応の強化等を前期に重点的に実施するとあるが、初めの3年くらいで良いのではないか。インバウンド対応にも限界があり、遺跡でできることはコンテンツの多言語化くらいであるため、内容とスケジュールを検討されてみてはどうか。 また、活用の他業種および市民などとの連携については、市民向けのプログラムなどを考えているイメージだろうか。
事務局 (吉田主査)	周遊や観光のイメージである。
田代委員	周遊観光ルートの創出とも重なってくると思う。市民との連携は常に考えていかないといけないので、5か年で重点的に実施するのではなく継続して実施ということでもいいのではないかと思う。防災施設などといった、遺跡が市民にとって、地域においてどのような機能を果たすかということに繋がると考える。 また、デジタルコンテンツの拡充は検討となっているが、活用の欄にないのは違和感がある。
國木田委員長	確かにデジタルコンテンツについては触れてもいいと思う。
事務局 (吉田主査)	デジタルコンテンツについては、整備事業のなかであわせて実施することとしているが、課題が多いので、活用の欄に活用促進や効果的な利用について加えたい。
鈴木委員	無料Wi-Fiなど、インフラの整備はすぐにはできないのか。
事務局 (吉田主査)	タイミングとしては整備事業でやるのが一番いいと思うが、それではかなり遅くなってしまうので、Wi-Fiの整備だけを切り離してやることも検討したいと思う。
鈴木委員	インフラ整備については優先的にしても良いと思う。
國木田委員長	Wi-Fiについては整備のタイミングや予算の問題などもあるが、喫緊の課題なので、対応について検討していただきたい。 では、最後に附章について説明をお願いします。
事務局 (藤田主事)	(1) 協議 イ 「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案) について 附章について説明。
國木田委員長	「附章 世界文化遺産に関する取扱い」について質問や確認等のある方は挙手をお願いしたい。 無いようなので、これで「計画」素案についての議題は終わるが、オブザーバーの皆様から総括的なコメントをいただきたい。

藤原オブザーバー	計画を策定する上で、最終的に函館市としてどう考えるのかということを示すことが求められていると思う。デジタルコンテンツなどは特に規模が大きく、課題も多い。予算の兼ね合いもあると思うが、環境整備など前向きに検討していただきたい。
村本オブザーバー	私からは特にコメントは無い。
滑川調査官	<p>1年で策定するというので、かなり作りこんでいるという印象を受けた。</p> <p>気になった点としては、先程も申し上げたがⅡ地区における取扱いについて、史跡の構成要素の特定において位置付けはされているが、それらをどのようにケアしていくかがあまり触れられていないと思った。昨日遺跡を案内していただき、現地を確認した時に、指定地外において開発行為が進んでいるものがあり、世界遺産的には不適合という話もあった。それ以上に史跡という景観の保全が危うくなってきているという印象を受けた。</p> <p>指定地外は、現状変更など文化財保護法の規制を受けるものではないが、埋蔵文化財包蔵地には該当すると思うので、93条の適用や、重要な遺構が発見された際に協力を求めていくこと、景観をどのように守っていくのかということをも明記していただきたい。</p>
國木田委員長	<p>次の委員会までに修正等をお願いしたい。</p> <p>それでは、議事のイ「史跡垣ノ島遺跡保存活用計画」(素案)についてを終了する。</p> <p>最後に(2)その他について事務局から説明をお願いする。</p>

3 議事 (2) その他

事務局 (木村課長)	<p>次回開催は令和8年2月2日(月)を予定しており、場所は今回と同じくこの会議室を設定している。後日改めてご案内する。</p> <p>今後のスケジュールについて、まずは本委員会でいただいた意見を反映した「計画」(素案)を12月上旬に送付し、意見照会させていただく。12月18日に文化庁に訪問し、滑川調査官にご説明する。その後、1月上旬に意見を集約し、「計画」(案)を1月中旬に送付したい。</p> <p>「計画」は、3月中旬に納品、発送作業を進めたいと思っている。</p>
國木田委員長	<p>ただ今の事務局の説明について質問等があれば挙手いただきたい。</p> <p>無いようなのでこれで議事を終了する。進行を事務局にお返す。</p>

4 閉会

事務局 (横岡主任主事)	<p>本日いただいたご意見等については今後の計画作成に反映していくとともに、本委員会においても報告させていただきます。</p> <p>以上で令和7年度第2回史跡垣ノ島遺跡保存活用計画検討委員会を終了します。</p>
-----------------	---

了